

## 宇都宮地方裁判所委員会（第33回）議事概要

（宇都宮地方裁判所委員会事務局）

1 日時 平成30年5月31日（木）13：30～15：00

2 場所 宇都宮地方裁判所 大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

青柳章一，荒井雅彦，伊澤雅幸，石井 博，石塚洋史，岩井伸晃（委員長），田谷浩行，寺崎耕，宮原保之，吉成 剛

（※ 菊地哲也，塚本純は欠席）

（説明担当官）

笹原誠裁判官，中島隆久民事首席書記官

（庶務）

佐藤雅史事務局長，大樋裕康事務局次長，藤沢省吾総務課長，朝比奈奏子総務課課長補佐

4 議事

(1) 新任委員の自己紹介

石井委員，石塚委員，田谷委員及び寺崎委員から，自己紹介があった。

(2) 意見交換テーマに関する説明

委員長から，今回の意見交換テーマ（民事調停制度と労働審判制度）に関する説明が行われた。

(3) 民事調停制度に関する基本説明

笹原誠裁判官から，民事調停制度に関する基本説明がされた。

(4) 労働審判制度に関する基本説明

中島隆久首席書記官から，労働審判制度に関する基本説明がされた。

(5) 民事調停制度と労働審判制度に関する意見交換の要旨

（委員）

○ 労働審判は原則3回の期日で終わり、争点の整理が速やかにできていると思われるのに対し、民事調停に関しては、書証の提出、争点の整理、主張の整理がなかなか進まず、期日の続行が重なる傾向がある。その点、労働審判は労働に特化しているから整理しやすいのかもしれないが、民事調停についても、調停委員の視点から、もう少しスピーディーに争点整理ができればよいと感じた。調停協会の方でも、各方面に広報をしたりホームページ等で紹介するなどしているが、調停制度の使い勝手の良さを利用者に分かりやすく説明できれば、もう少し利用しようと思う方も増えるのではないか。リーフレットにもあるように、簡易な手続で、費用も安く、非公開ということが、利用者に余り知られていないのではないか。

○ 労働審判制度が創設された平成18年から労働審判員を務めているが、労働審判の制度設計として、当初は全国で年間1500件くらいと想定していたところ、どんどん件数が増加し、平成21年以降は3500件前後となり、労働審判員も増えている。宇都宮地裁では、当初は労働審判員が10名でスタートし、件数も平成20年までは一桁であったが、平成21年には25件となり、一番多いときには平成27年で57件となり、審判員も14名に増えている。

労働審判は、多くの場合は2回の期日で終了している。制度発足当初の平均審理日数は73日、現在は79日ないし80日で、若干長くなっており、関係当事者間の期日調整の関係で次の期日が少し先になる傾向がある。

労働審判は、良い制度として社会的に認識され、利用されてきていると思われる。代理人となる弁護士もそのことを分かっており、依頼者に薦めるなどして定着してきているのではないか。

労働審判では、弁護士を代理人に選任するのが原則となっており、双方とも選任が77パーセント、申立人のみ選任が10パーセント、相手方のみ選任が9パーセントで、双方とも選任なしは4パーセントにとどまる。当事者の説得、問題点の整理などは、専門家の弁護士が代理人としてついでいる方が、問題解

決の近道であると思う。

労働審判制度の課題としては、答弁書の提出が遅いことである。労働審判規則に基づいて裁判所が答弁書の提出期限を審判期日の1週間前ないし10日前と決めているが、実際には審判期日の当日又は前日に提出されることがあり、この場合、審判員も答弁書の内容を読み込めない。会社側の方で準備に時間がかかることや代理人が多忙であることは分かるが、改善の余地があるのではないか。

他方、労働審判で扱う紛争なのかにつき疑問を抱かせる事案もある。横領などの刑事事件が問題の根源にあり、その対抗措置として未払賃金や監督者性を争うといった事案であり、このような案件は悩ましいものがある。

民事調停委員は、どのように選任され、どのように事件の担当が決まるのか。  
(委員長)

他薦又は自薦された候補者の中から裁判所が選任し、多様な専門性を備えた方々や多様な知識経験を持つ有識者の方々が幅広く選任されており、そうした専門性や知識経験の分野・種類のバランスに配慮している。どの調停委員にどの事件を担当していただくかは、裁判所の方で個々の事案に応じて調整している。

(委員)

- 働き方改革関連法案が検討されており、今年4月には有期契約労働者の無期転換ルールが始まったことより、労働相談が増えている。さらに今後、同一賃金同一労働が求められ、連合が主張している同一価値の概念が加わると、ますます労働相談・紛争が増えるのではないか。

このように紛争解決機関を強化する必要がある中で、労働審判員も、中央・地方での研修を経て、知識を増やし、場数もこなしていくことが重要である。また、個々の労働審判員が連携し、機能の強化を図ることで、制度の利用促進が図られるものと思われる。労働審判制度の創設から10年以上が経つが、ま

だ社会全体における周知度は必ずしも高くないのではないかと。

多くの未組織労働者は十分な情報に接することができない状況にある中で、現在、労働相談をする場所が増えている。連合全体の相談件数としては、事案によっては増えているものもあるが、全体件数は減っている一方で、労働局への相談は相当多いと聞いている。例えば、法テラスなどに協力してもらうことも考える必要があるし、制度をしっかりと理解して相談者により良い方法を提示する相談窓口のオペレーターを増やすなどの取組も必要と思われる。

裁判所が直接自ら広報活動をするのは難しいかと思われるが、連合は月ごとに様々な方法で労働相談を行っているので、今後はこれらの相談に来た方々に労働審判など裁判所の手続を案内していきたい。各地域には「なんでも労働相談ダイヤル」という連合の相談窓口があり、様々な問題が持ち込まれているので、労働審判等の制度についてレクチャーしていきたい。

連合の立場から、解雇の金銭解決制度には反対である。全ての金銭解決が不当というわけではなく、解雇が無効である場合、職場に戻すのではなくお金の辞めさせることに反対する趣旨であり、このようなことがまかり通ると、解雇の障壁が下がってしまうことや裁判の長期化が懸念され、制度を盾にした退職勧奨も誘発される。これから様々な労働紛争が増えると思われるので、労働審判でも、ぜひこれらの問題を注視していただきたい。

- 弁護士会としてのスタンスは特に議論はされていない状況であるので、以下は弁護士としての個人的な意見である。労働審判制度については、個別の労働紛争を解決するという需要に対し、制度が需要に応えられる形ができているという印象を受けた。民事調停と比較すると、労働者側は生活に直結する問題であり、個別労働紛争を解決しようとする必要性も高いので、その需要にふさわしい制度を設けたというところもあって、審判制度が活発に運用されており、今後の展開も件数が増えていくのではないかとと思われる。

一方、民事調停の利用件数が減っていることの原因として、個別労働紛争に

比べて、民事調停を利用するという社会的需要がどの程度あるのかという問題がある。大企業の経済活動は順調に推移している昨今だが、小規模企業の経済活動や個人の経済活動はそれほど伸びていないのが実情である。利用件数が伸び悩んでいるのは、裁判所に持ち込んでまで紛争を解決したいという社会的な需要が伸びていないことの現れではないかと思われる。

民事調停の利用件数を増やしていくという目標を立てたときの難しさを考えると、制度の内容は決して悪いものではなく、裁判所もかなりPRしているという印象である一方で、民事調停制度一般を社会に向けてPRしていくというのは、社会の需要との関係で必ずしも機能しないのではないかと懸念がある。

それに比べると、労働紛争の場合は、労働者が困ったときに、各種の相談窓口を利用し、その窓口で紛争解決の方法について助言を受け、労働局や労働基準監督署からも一定のガイダンスを教示され、組合にも相談ができるなど、当該紛争の解決に最も適当な制度の紹介を受けられる環境が整っており、このようなまとまった仕組みが存在しているかどうか、労働審判と一般の民事調停との前提が異なる点ではないかと思われる。

PRを考えても民事調停の場合はなかなか難しいと思われる。高校や大学での法教育などで制度の内容を教えて、このような制度があったということを記憶にとどめてもらう、というような地道な取組がよいのではないか。

労働審判の場合は、かなり良い制度であるし、需要もあるため、弁護士会としても、本庁だけでなく広く支部でも実施していただけないかと裁判所に要望している。

民事調停では、期日を設けて丁寧に当事者から話を聞くことになるが、調停の構成によっては、次の期日にまた前回と同じ話を聴くということもあり、期日がもったいないと感じるケースがある。調停委員会の方で、事情聴取をした結果を検討し、調停主任の裁判官も加わり、争点はどこか、次回までに当事者が

準備すべき事項は何か等の論点整理を行い、一つ一つ宿題を解決していくという調停の進め方をしていくと、よりスムーズに調整できるのではないかと、運用の工夫だと思うが、御検討いただきたい。

- 裁判員制度については、子どもに伝えやすいところはあるが、民事調停と労働審判の制度については、なかなか難しいものがある。

個人的な意見ではあるが、民事調停において、交通事故の損害賠償事件は利用しやすいのではないかとと思う。他方、例えば近隣トラブルなどは、従来なら人間関係や近隣の中で収束していたものが、申立ての手続が簡易かつ安価であることもあって民事調停を利用せざるを得ないというのは、昨今の人間関係の希薄化がそうさせているのかなと思う。

労働審判制度については、労働相談が増えていくと思われるが、この問題を教育に反映させていくことはなかなか難しいという印象である。

- いざ当事者にならないと調べたり相談したりしないということがあるので、PRは重要だと思っているし、市役所もいろいろと案内や広報を行っている。貸金関係は消費生活センターで相談を受けているが、そこに従事している専門の相談員が民事調停等の制度を十分に熟知し、そちらに誘導するというスキームを構築していくことが必要と思われる。特に一般市民は、弁護士、裁判所にまず相談というよりも、行政への相談の方がしやすいと思うので、司法と行政とが連携してこのような制度を広めていくのが重要ではないかと思う。

- 民事調停制度について、裁判所もホームページを使って制度を知らせており、調停協会などいろいろな団体でもPRをしているが、一般市民にどれほど浸透しているのかは疑問であり、調停制度自体を知らない人もいるのではないかとと思われる。

医療関係の紛争についても、現状は大半が訴訟になっているようであるが、調停に適している事案もかなりあると思われる。白黒をつけたければ訴訟になるが、話し合いと歩み寄りで解決したいという事案も相当数あるのではないかと。

トラブルのあった患者の方がまず相談するのは弁護士が多いと思うので、そのときに調停と訴訟等の手続の振り分けをしていただいているのか、気になるところである。

調停委員には自分のように医師の資格を持つ専門職もいるので、医療関係の紛争を話し合いで解決するための有用な手段となり得る。このような情報は、不特定多数の住民を対象にできる行政がしっかりPRしていただくのがよいのではないかと思われる。関係団体だとそこに所属する人達へのPRとなるが、そこからどのように情報が広がっていくのかがよく見えないところがある。

- 消費者生活センターや市役所の窓口において、必要な方は御利用くださいとして、リーフレットを備え置いている。もっとも、実際に自分が当事者にならないと、素通りしてしまい、いざというときにどこに相談すればいいのかということになりがちであり、そのあたりの周知の仕方が難しいという印象である。
- 弁護士の立場として相談を受けた場合、何らかの法的解決を図る必要があると考えた場合に、どういう手段で目指すところに行くかということを検討するが、弁護士であればおそらくどんな弁護士でも、調停や訴訟の振り分けの判断は必ずしていると思う。ただ、医療事件の場合、被害がどの程度かということもあるが、患者側の情報の乏しさという問題があるので、最初から情報収集をどうするかと考えるとなかなか調停という手段は採りにくいと判断する傾向が強いのではないか。

一般的に弁護士である以上は、どういう解決手段を採るかは必ず判断しなければならないので、弁護士会の無料相談など弁護士の相談にたどり着いていただければ、必ずそういうフィルターを通ることになる。他方、そういう窓口にたどり着かない方に、どうやって解決方法を教えてあげるのかは問題である。

- 確かに書証の問題はあるが、調停だと調停委員に医療の専門職がいるので、このような資料を集めて出してくださいと言うことができ、短期間である程度良い方向に持っていくことが十分に可能であると思われる。

- 警察は、24時間体制で市民から生活安全相談を受けており、持ち込まれる相談は様々で非常に多い。生活安全相談は、市民生活の安全と平穏を確保するための事案の解決や解決への支援が目的であり、個別の事案に応じて、助言や安全支援、警告、検挙など、犯罪等による被害を未然に防止する活動を行っている。

民事に絡む相談も非常に多く、近隣トラブル、金銭貸借、土地建物・家屋に関するものなど種々の紛争が持ち込まれている。相談の中でも、詐欺、脅迫、出資法違反などの刑罰法令に触れる行為が背景に潜んでいる事案は、相談の段階では犯罪に至ってなくてもその後に犯罪被害の発生に至る場合があり、非常に対応が難しい。

事案によっては、弁護士・法テラスへの相談、裁判所への申立てなど、民事上の紛争解決手続を助言している。なぜ警察への相談が多いかと考えると、費用がかからず、24時間体制で相談ができるからではないか。民事調停が余り活用されていないというのは、そのあたりに背景があるのかもしれない。

制度の活用しやすさの観点から考えると、自分の主張をまとめて書面にして提出することの難しさや、弁護士に依頼すれば相応の費用がかかることから、様々な事情がある人が利用しやすいように、例えば、準備書面の作成について裁判所のOBを活用してアドバイスしたり、弁護士費用の扶助基準をもっと緩やかにしたりすれば、利用が促進されるのではないか。

紛争解決の相談窓口は様々あるが、裁判所に民事調停という制度があることを一般市民が分かっていなかったり、分かっているても裁判所に行くのは敷居が高いという面もあるのではないか。裁判所も様々な手段を採っていると思うが、引き続きパンフレットやホームページ等を通じて周知していくべきである。また、警察安全相談のような常設の紛争解決窓口として、調停にまで至らないその前の段階で相談する窓口があれば、もっとよいのではないかと思われる。

- 検察庁に対する手続として告訴・告発があるが、その中には、境界争いが根



本的な原因であるが名誉棄損や敷地内への侵入の案件として持ち込まれることがある。民事調停の件数が減っているとのことであるが、必要なサービスを必要な時に利用できるために必要な情報を提供するという、窓口の強化が重要であると思われる。検察庁の方で何かできるかということ難しいが、刑事告訴・刑事告発が民事紛争に根ざしているような場合には、民事調停等の制度の紹介をして、利用してはどうかというお話をしていきたい。

- 働き方改革が問題となっているが、医師会の方でも非常に問題になっている。医師は診察の申出があった場合にはそれに応える義務があり、特に地方都市では医師がぎりぎりの労働環境の下で地域医療に携わっている。最近、労働基準監督署が大きな病院に査察に入り、時間外労働の未払を問題にしている、かなり大きな問題になっており、今後医師の労働紛争が増えてくる可能性がある。
- (委員長)

委員の皆様、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。今回いただいた御意見を踏まえて、両制度の更なる充実に向けて、できる限り工夫と努力を続けてまいりたいと考えております。

- (6) 前回の議論を踏まえた取組の状況の報告
- (委員長)

前回は、裁判員制度と民事手続の両面で「裁判所へのアクセスに関する情報提供の在り方」をテーマに御議論いただきましたが、委員の皆様からいただいた貴重な御意見を踏まえた現時点の当庁の取組の状況を御報告申し上げます。

前回、裁判員制度に関する冊子やリーフレットについて、民事手続に関するリーフレットと同様に備え置きの範囲を広げるべきで、特に銀行への備え置きを検討すべきとの御意見をいただきましたので、当庁の方で栃木県銀行協会にお願いをしたところ、裁判員制度の「ナビゲーション」という詳しい冊子を各銀行の主な店舗の待合スペースに一般の雑誌等と一緒に備え置いていただくことになりました。また、裁判員制度のリーフレットは、栃木県教育委員

会・宇都宮市役所の御協力をいただき、県内・市内の公立図書館・生涯学習センターに備え置いていただけることとなりましたし、県内の経済団体の方でも、各団体や単位会の事務局等に備え置いていただけることとなりました。そして、これらの冊子やリーフレットの件での御相談を契機として、県内の経済団体や銀行協会の事務局等に、裁判員制度の最近の運用等について御説明する機会も設けていただきました。

また、前回、裁判所のサイトについてグーグル等の一般の検索サイトから直接アクセスできるような作り方の工夫が必要との御意見をいただいたのを受けて、庁内で検討した結果、例えば「民事調停」、「労働審判」等の調べたいワードと「宇都宮」のワードを掛け合わせてグーグル等で検索すると、宇都宮地裁のウェブサイトの該当ページが検索上位に多数直接ヒットすることが分かりましたので、先日、そのことを説明する記事を宇都宮地裁のウェブサイトの「お知らせ」欄と冒頭の「新着情報」に掲載しており、今後も定期的に「新着情報」を更新していくことを予定しております。より見やすく分かりやすいサイトの作り方の工夫について、今後も検討を続けていく所存であります。

#### (7) 次回の日程等

次回の宇都宮地方裁判所委員会の日程について、平成30年11月に開催することとされた。

以上